様式１

参加表明書

令和　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

　次の業務に係る企画提案公募について、関係書類を添えて参加表明します。

　併せて、企画提案募集要項を理解し、別添のとおり同要項に定められた参加者の資格その他業務実施上の条件を満たしていること並びに提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

１　提案する業務名

　　豊かさ共創普及啓発動画作成業務委託

２　添付書類

1. 応募資格チェック表（別添）
2. 誓約書（様式２）

（提出者）

所　在　地

名　　　称

代表者氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　印

（担当者）

担当者部署

担当者氏名

電　話

ＦＡＸ

電子メール

（別添）

応募資格チェック表

|  |  |
| --- | --- |
|  | 条件を満たしている場合は、レ点を記載 |
| （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。 |  |
| （２）物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和３年山梨県告示第６７号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。 |  |
| （３）この企画提案募集開始の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。 |  |
| （４）県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。 |  |
| （５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。 |  |
| （６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。 |  |

様式２

誓 　　約 　　書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

（１） 暴力団 （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２） 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（４） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

（５） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（６） 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

２ １の（２）から（６）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和　　年　　月　　日

山梨県知事 殿

所在地

（ふりがな）

法人名　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　 ㊞

（ふりがな）

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(男・女)

代 表 者

生年月日 （明治・大正・昭和・平成） 　　年 　　月　　 日

様式３

辞　退　届　出　書

令和　　年　　月　　日

　山梨県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　 　　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　 　　法 　人 　名

　　　　　　　　　　　　　　　 代 表 者 氏 名 印

　　　　　　　　　　　　　　 　担 当 者 氏 名

電 話

ＦＡＸ

電子メール

　　豊かさ共創普及啓発動画作成業務委託について、応募を辞退します。

様式４

質　問　書

令和　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

所在地

法人名

代表者氏名

担当者部署

担当者氏名

電　話

ＦＡＸ

電子メール

豊かさ共創普及啓発動画作成業務委託企画提案公募に係る次の事項について質問します。

【質問事項１】

【質問事項２】

【質問事項３】

※　質問の先頭には、「企画提案募集要項」、「仕様書」等の別とページ、項番等を明示すること。